

# 宍粟市自治基本条例の検証結果

令和2年12月24日

宍粟市自治基本条例検証委員会

## 1 はじめに

平成23年に市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とした宍粟市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）を制定し、今年で10年目を迎えた。

自治基本条例第36条では、本条例が有効に機能しているかについて、市民、市議会及び市の執行機関は定期的な検証と見直しをすることを規定しており、これは本条例が宍粟市の最高規範として制定している以上安易に変更されるべきものではないものの、各条文が宍粟市にふさわしいものであり続けているかを問い直し、条例の形骸化を防止するとともに、本条例を市民の手で守り育てることが大切であるとの考えによるものである。

自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）では、この規定に基づき、それぞれの委員が市民としての立場から、条文ごとに現状の取組みや課題を検証する中で意見を出し合い慎重に審議を行った。

## 2 自治基本条例の検証

### (1) 検証の方法

以下の通り検証委員会を開催した。

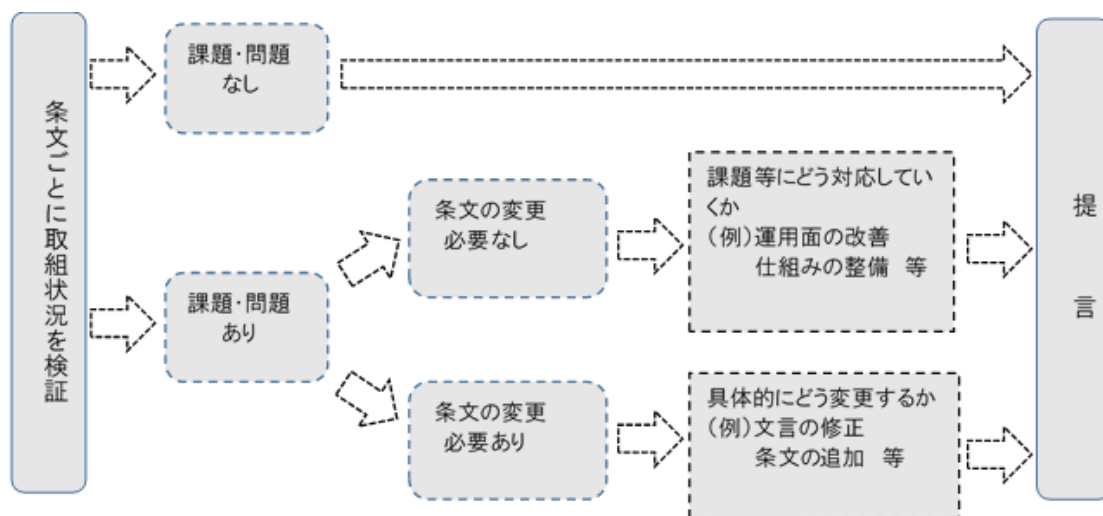
第1回：令和2年8月19日 役員選出、自治基本条例検証の進め方について

第2回：令和2年9月17日 自治基本条例（前文、第1章、2章、3章）の検証

第3回：令和2年10月14日 自治基本条例（3章、4章）の検証

第4回：令和2年11月16日 自治基本条例（4章、5章、6章）の検証、総括

今回の検証においては、自治基本条例の各条文に則した市の取組み状況を確認し、取組み内容の質の向上に主眼を置き、①自治基本条例の規定に則した取組みはなされているか、②取組み状況において課題や問題はないか（十分に取組まれているか）、③これらを踏まえて条文改正の必要はあるか、の3つの視点で検証に取り組むこととした。※下記フロー図参照  
なお、公正中立な検証を実施するべく、初回を除くすべての会議で傍聴席を設けた。



## (2) 検証の結果

検証の結果、委員から出された主な意見は次のとおりである。

条	項目名	主な意見（課題や問題点）
		<ul style="list-style-type: none"><li>・検証も重要だが、市民の中に自治基本条例を浸透させていく努力をお願いしたい。</li></ul>
16条	市民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・関心が薄いテーマでは市民からの意見が少ないとのことだが、どのようなテーマであっても意見を吸い上げる工夫が必要ではないか。</li><li>・市民が出前講座などを有効的に活用するため、地域のリーダーに向けて、積極的な声掛けをすることが必要である。</li><li>・高齢者から若者まで意見を吸い上げることができるような方法を検討いただきたい。</li></ul>
18条	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"><li>・パブリックコメントという言葉は人によってはわかりにくく、イメージがしにくいのではないか。</li></ul>
21条	まちづくりを推進する団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりを推進する団体や地域の組織について、直接関わらない市民は知らないことが多い。市民に分かりやすい形で周知に取り組んでいただきたい。</li><li>・まちづくりは時間をかけて行うものだと思うので、役員など組織の構成員の入れ替わりがあっても組織の機能が低下しないよう、事務局の役割に期待したい。</li><li>・事務局や集落支援員の設置は、実現すれば地域活動を大きく前進させることができると感じる。今後の市のモデル地区の取組みを注視したい。</li></ul>
22条	市民公益活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・どの地域や団体でも後継者の不足と育成が課題となっており、早急に具体的な取組みが必要ではないか。</li><li>・補助事業が終わった後も、団体同士で意見交換ができる機会があれば、情報共有や事業の継続、連携につなげることができるのではないか。</li></ul>
23条	地域活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・少子高齢化に歯止めがきかない中、地域の人口が減少しても地域の自治が保てる方法を模索していく必要がある。</li><li>・自治会員は減少する一方で、地域活動における一人ひとりにかかる負担が大きくなってきている。地域の負担を減らしていくということも今後の市政には必要ではないか。</li></ul>
33条	危機管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害等の発生時における対策には、市民が必要としている情報を迅速に公開し、正しい情報が市民に共有、伝達することを含むとの認識のもと、有事の際の対応を検討されたい。</li></ul>

### 3 まとめ

4回にわたり検証委員会を開催した結果、条文改正の必要があるとした項目はなく、議論の中で出された主な意見は前項（2）のとおりである。この検証を機会としてそれぞれの課題を再認識いただき、今後の事務の改善、取組みの強化に努められたい。

その中でも、市民参画やまちづくりの推進、危機管理については、特に関心が高く多くの意見が出された。

今後のまちづくりの推進においては、人口減少や少子高齢化が進む中、これまでどおりの地域活動の維持が困難になることが予想される。人口が減少しても地域の活動を保つことができる仕組みの構築に向け、しっかりとした取組みを進めていただきたい。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大するタイミングであったため、危機管理についても活発な意見が出された。自治基本条例第33条には「速やかに状況を把握し、対策を講じなければならない」とあるが、こういった感染拡大の局面にあっては、人権に配慮しつつも正確な情報がいち早く市民のもとに届けられることが重要な対策の一つと考える。有事における情報公開（伝達）の在り方を含め、より一層の危機管理体制の確立に努められたい。

### 4 自治基本条例検証委員会名簿

No,	委員名	備考
1	幸島幸博	
2	中川まゆみ	
3	大井信明	
4	小田伸二	
5	柴原勝志	副委員長
6	稲田勢津子	
7	上田学	委員長
8	野毛敬子	
9	池本了一	
10	鳥羽敏美	

### 5 資料

- (1) 自治基本条例
- (2) 自治基本条例検証委員会会議録